別記様式第1号(第四関係)

佐川南地区活性化計画

栃木県野木町

栃木県

平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 佐川南地区

目 標 :(3)

佐川南地区においては、野木町の東部に位置し米作並びに転作作物として白菜等の生産振興により地域の活性化を図るため、ほ場条件の整備や農用地の集団化、担い手への農地の集積を促進するなど、後継者が積極的に農業に取り組める条件を整備し、担い手が意欲を持って定住できる環境を整え、平成20年度現在の集落戸数(141戸)を維持することを目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

野木町は、東京から約60キロ、宇都宮市から40kmにあり栃木県の最南端に位置しており、町全体がおおむね平坦で、関東ローム層からなる地形になっている。町の中央をJR宇都宮線、その西側を国道4号線が平行して南北に縦断しており首都圏のベットタウン的色彩が見られる。佐川南地区は、水田地帯で水稲栽培が盛んであるが、近年転作作物としての白菜等の栽培が増えてきている。新国道4号線へのアクセス道路の計画が進められており、完成による首都圏への農産物の搬送力アップによる生産力の向上が期待される。

現状と課題

佐川南地区は、水田主体の農業地域であるが、農地が狭く、不正形のため、作業効率が非常に悪い。また道路も狭く屈曲しており、大型機械の導入が困難な状況にある。このため、農業従事者の高齢化が進む中で農業後継者不足や、耕作放棄地の増が懸念され、集落戸数及び定住人口の維持が課題となっている。

今後の展開方向等(4)

佐川南地区においては、土地改良事業を行い、ほ場条件の整備や農地の集団化により作業効率を向上させ、農業後継者が積極的に農業に取り組めるようにするとともに、担い手への農地の集積を推進する。また、佐川南地区が首都圏に近いという立地条件を活かし、近年作付けの増えている転作作物としての白菜等の生産を振興することで、耕作放棄地を無くすとともに、地域の特性を活かせるような経営形態を確立し、農業地帯である佐川南地区の活性化を図る。

このようなことで、佐川南地区の活性化を図り、定住環境の整備促進を図っていく。

【記入要領】

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度 の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて 具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

<u>() // // // // // // // // // // // // /</u>	ことはおってにな	[足する事業(「)				
市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第 3号イ·ロ·八·ニ の別(3)	備考
野木町	佐川南	基盤整備(農用地等集団化)	栃木県土地改良事業団体 連合会	有	1	
野木町	佐川南	経営体育成基盤整備事業	栃木県	無	1	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

1 - /10/21 13/21-	- 77715 . 31-77				
市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

【記入要領】

- 1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について 記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容に ついて記載する。

3 活性化計画の区域(1)

佐川南地区(栃木県野木町) 区域面積 (2) | 65ha

区域設定の考え方 (3)

法第3条第1号関係:

当該区域の総面積110haのうち農林地面積は100haで91%を占め、8割以上が農林漁業従事者で農林業以外の製造業はない。

法第3条第2号関係:

地域の高齢化が進み、H12年は13.9%であったが、H20年は19.3%に増加しており、活性化のためには、定住を進めることが必要不可欠な区域である。

法第3条第3号関係:

家屋間の距離は約40~70mで、区域内には商店が少なく、市街地を形成している区域は含んでいない。

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

(1) やび成曲のかにパブラエル(液体が)生日マルエルが・コードロ(バ)													
		地	!目		新たは	こ権利を取得す	するもの	既に有	している権利に	基づくもの	土地の利	利用目的	
				1		土地角	f有者		土地戶	所有者	農地(2)	市民農園施設	
土地の所在	地番	登記簿	現況	地積(㎡)	権利の 種類(1)	氏名	住所	権利の 種類(1)	氏名	住所	市民農園整備 促進法法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	種別(3)	備考

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号八)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期	(農林水産省令第2条第4号二

【記入要領】

- 1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたは口を記載する。
- 3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- 4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 5 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

	事項	内 容	備 考
(1)	農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2)	移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (2)		
(3)	権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
	設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4) 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権であ		
	る場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (5)		
(7)	農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
	農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
	その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する 事項(7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

野木町において、現地確認調査によって区域内の集落戸数を把握し、検証する。

【記入要領】

1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。 なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すことと されていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした 図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。 関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定める ところによるものとする。